

従量電灯（主開閉器契約）

実施要綱

[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2024年5月1日 実 施

KATSU-DEN

葛尾創生電力株式会社

KATSURAO ELECTRIC POWER

従量電灯（主開閉器契約）

実施要綱

目次

I 本則	1
1 適用条件	1
2 契約期間	1
3 供給電気方式，供給電圧および周波数	1
4 契約容量	2
5 料金	2
6 その他	3
附 則	3

I 本則

1 適用条件

この従量電灯（主開閉器契約）実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によりま

す。
ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧について

は、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

4 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整等）によって算定された燃料費調整額をそれぞれ差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペア	332円64銭
----------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円62銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円37銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円32銭

6 その他

- (1) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 この実施要綱の実施期日

この実施要綱は、2024年5月1日から実施いたします。